

独立行政法人水資源機構分任契約職
岩屋ダム管理所長 中 菌 孝介
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| 1 件 名 | 電算室空調設備冷媒漏洩調査業務 |
| 2 施 行 場 所 | 岐阜県下呂市金山町卯野原6-27 岩屋ダム管理所新館電算室 |
| 3 履 行 期 間 | 契約締結日の翌日から令和7年3月25日 |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書等のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|--|--|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見 積 書 等 | |
| 1) 様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2) 提出方法 | FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3) 提出期限 | 令和 7 年 3 月 5 日 12:00 まで |
| 4) 提 出 先 | 独立行政法人 水資源機構 岩屋ダム管理所
TEL 0576-35-2339 FAX 0576-35-2021 |
| 5) 見積回数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年3月6日12:00までとします。 |
| 6) そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。 |
| 3 見 積 結 果 | 見積結果については、 契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。 |
| 4 そ の 他 | |
| 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 | |
| 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。 | |

電算室空調設備冷媒漏洩調査業務 仕様書

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構岩屋ダム管理所（以下「機構」という。）が施行する「電算室空調設備冷媒漏洩調査業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 業務内容

2-1 業務場所

岐阜県下呂市金山町卯野原6-27 岩屋ダム管理所新館電算室

2-2 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月25日までとする。

2-3 業務概要

本業務は、岩屋ダム管理所新館電算室に設置している空調設備における冷媒の漏洩調査を行うものである。

第3節 仕様

- ・冷媒漏洩調査 一式

（設備名）業務用エアコン：ダイキン FHP56AL

第4節 疑義等

受注者は、仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに機構と協議するものとする。この仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、協議のうえ決定するものとする。